

補助金調書

補助金名	福岡市移動スーパー参入促進費補助金			担当課 (連絡先)	福祉局生活福祉部地域共生課 (TELL733-5346)
交 付 先	☒ 個人 ☒ 団体	事業者等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	☒ 公募 ☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期	5月～7月(応募がない場合は追加募集)		
(公募の場合) 応募要件	事業者等				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和5	年度	経過年数	3	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	本補助金は、福岡市内における買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品(肉、魚、野菜の生鮮三品等)及び日用品等を販売する「移動スーパー」事業を実施する事業者の車両購入費等の一部経費を補助することにより、買い物に困難を感じる高齢者等へ食料品や日用品等の買い物の場を提供し、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物等の生活支援の推進を図ることを目的としている。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	地域において移動スーパーを求める声が高く、新たな参入事業者が必要であるため、引き続き、参入事業者の促進のため、初期費用の一部を補助する必要があるため、補助金の終期を延長するもの。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定額 ☐ 定率 ☒ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助金の額は、事業費のうち補助対象経費の3分の1又は次の各号のいずれか低い額を上限とし、予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。 (1) 補助事業を行うために、新たに移動販売車両を購入する場合 100万円 (2) 補助事業を行うために、すでに保有する車両を改造する場合 50万円 ○補助対象経費は、補助対象事業を行うにあたり必要な初期費用のうち、車両購入費・改造費、通信運搬費、広報費、借料・損料、備品費、専門家謝金、委託費、交通費、雑役務費、印刷製本費とする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	- 件	- 件	
	1,500 千円	1,000 千円	- 千円	- 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・新たに移動販売車両を購入した者への補助 1件				
補助金交付 による効果	補助金を交付することにより、買い物に困難を感じる高齢者等へ食料品や日用品等の買い物の場を提供し、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物等の生活支援の推進を図ることができる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。